

～ 頭を使って、目指すは脳力アップ !! ～

認知症予防のための「脳力アップ教室」

最近、新しいことが覚えられなくなった、物忘れが多くなったと感じていませんか？「ボケないためにはどうしたらいいの？」の声におこたえするのがこの教室です。認知症予防を目的とした活動（懐かしいうたの歌唱や、レクリエーション、企画など）を行い、仲間と一緒に脳を鍛えたいと思っている方を募集します。

- 対象者 認知症予防に関心のある65～79歳までの方で、原則6回すべてに参加できる方
- 定員 20人 ※定員を超えた場合は抽選となります。抽選の結果は後日連絡します。
- 日時・場所・内容

	日時	場所	内容
第1回	6月11日(木) 9:30～11:30	わかくさ・プラザ 「総合福祉会館」	認知症予防を始めましょう 健康チェック
第2回	6月25日(木) 9:30～11:30		音楽療法
第3回	7月9日(木) 9:30～12:30	関市保健センター	頭をつかって考えて・・・ 調理実習
第4回	7月23日(木) 9:30～11:30	わかくさ・プラザ 「総合福祉会館」	お楽しみ計画を考えましょう
第5回	8月6日(木) 9:30～11:30		レクリエーションで頭も体も 柔らかく
第6回	8月20日(木) 9:30～11:30		健康チェック 終わりの会

- 申込期間 5月15日(金)～29日(金)
- 申込先 関市保健センター (☎24-0111 FAX23-6757)

(国民年金からの お知らせ)

「障害基礎年金」について

障害基礎年金は、20歳前や国民年金加入中に、障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師、または歯科医師の診察を受けた日（以下、初診日といいます。）がある場合に、20歳に達した時、または初診日から1年6カ月経過した日（もしくは、1年6カ月以前に症状が固定した日、以下、障害認定日といいます。）において、障がいの程度が国民年金法に定められた障害等級（1級または2級）に該当し、初診日前に保険料の未納がないことなどの一定の国民年金保険料の納付要件を満たしている場合に、裁定請求により、原則として障害認定日の翌月から障害基礎年金が支給されます。

また、初診日において、厚生年金保険加入中であった場合には、併せて障害厚生年金も支給されます。

障害認定日において、1級または2級の障害等級の状態に該当しない場合であっても、その後、障害認定日から65歳に達する日の前日までに症状が重くなり、1級または2級の障害等級に該当するに至った時は、請求手続きにより、障害基礎年金が支給されます。

このように障害認定日の頃には症状が軽くても、その後症状が重くなって障害基礎年金を支給することを障害基礎年金の「事後重症制度」といいます。

事後重症制度は、65歳に達する日の前日までに裁定請求の手続きが必要で、障害基礎年金の支給開始は障害認定日にかかわらず、裁定請求の手続きをした翌月分からとなりますので、該当する場合はお早めに手続きをしてください。

〈照会先〉

国保年金課年金係 ☎23-6724 または ☎23-6725

美濃加茂社会保険事務所 ☎0574-25-8181